



津市広域避難方針

令和2年3月策定



津 市



目 次

1	目的.....	1
2	広域避難体制の現状.....	1
3	広域避難体制の方針.....	2
(1)	対象とする災害	2
(2)	広域避難の対象地域	2
(3)	広域避難対象者	2
(4)	広域避難対象地域居住者等の避難施設	2
(5)	避難・移送の方法.....	4
(6)	避難・移送の時期.....	4
(7)	自動車避難の対応.....	4
4	今後の取組み	6
(1)	避難スペースの更なる確保	6
(2)	広域避難方針の運用方法の確立	6
(3)	市民等への周知・啓発	7

1 目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、死者・行方不明者が合わせて、およそ1万8,000人に上り、また、津波被害から逃れた避難者が避難所に殺到し、食糧備蓄も早急に底をつき、災害発生後数週間は、電気、水道、ガスのインフラの復旧見込も立たず、避難者は過酷な生活を強いられたという報告もされている。

本市も長い海岸線を有し、近い将来に発生が予想されている南海トラフ地震による被害想定では、死者数は約2,100人、避難者数は約100,000人（「津市地震被害想定調査 H28.3月」より）とされており、当該地震が発生した場合は、沿岸部等の居住者のほか、通勤や出張、買い物、旅行等で本市に滞在する者（以下「滞在者」という。）が高台にある避難所等へ避難することが予想され、沿岸部に近い高台にある避難所において全ての避難者を収容することは困難であり、また、避難所生活が長期化すると生命にもかかわる事態を招く恐れがある。

このようなことから、本方針は、多くの沿岸部の居住者や滞在者が、津波から逃れるために高台にある避難所へ避難を行う際、目指すべき避難所（場所）や避難の手段、また避難者の殺到により収容しきれない避難者の円滑な他避難所への移送に関することなど本市における広域避難の基本的な考え方を定めるものとする。

なお、最終的には本方針に基づき、「（仮称）津市広域避難計画」を策定することとするが、現状では、高台にある避難施設から沿岸部の居住者等を移送する施設や移送方法等が具体的に固まっていないことから、本方針は、広域避難の考え方のみを整理したものである。

2 広域避難体制の現状

本市の津波対策に係る事項については、津市地域防災計画津波対策編で定めており、その中で、広域避難については、津市産業・スポーツセンターや津市津南防災コミュニティセンターを広域避難の拠点として位置付けるとともに、収容しきれない避難者を緊急かつ一時的に受け入れるための施設（市有施設以外）の確保や避難者の移送体制の確保に努め、広域避難体制の整備を推進していくとしている。また、併せて、避難の原則は徒歩としているが、要配慮者等の輸送のために自動車で避難する人も考えられることから、自動車避難用スペースの確保を図り、自動車避難の受入体制の整備も進めている。

【災害応援協定（関係分）】

（津市）

- ・災害時における避難者に対する支援協力に関する協定
（協定先）サイエンス内企業 10 社 令和1年12月17日締結
- ・災害時におけるゴルフ場施設の利用に関する協定
（協定先）津・松阪地区ゴルフ場協議会津地区 外3事業者
令和2年2月21日締結

(三重県)

- ・災害時における緊急・救護輸送に関する協定

(協定先) 公益社団法人三重県バス協会 平成 26 年 10 月 28 日締結

3 広域避難体制の方針

(1) 対象とする災害

本方針で想定する災害は、本市における影響が最も大きく、極めて甚大な被害を及ぼすことが想定されている南海トラフを震源とする地震による津波とする。

(2) 広域避難の対象地域

三重県が平成 26 年 3 月に公表した津波浸水予測図に基づく、津波浸水予測地域内にある地区のうち、地区内の大部分が津波の浸水が予測されている地域を対象とする。

地域名	地区名
河芸地域	豊津、上野
津地域	白塚、栗真、一身田、北立誠、南立誠、敬和、養正、修成、育生、藤水、高茶屋、雲出
香良洲地域	香良洲地域全域

※河芸地域の千里ヶ丘地区、津地域の新町地区、神戸地区及び久居地域の桃園地区は地区内での避難が可能なため対象外とする。

(3) 広域避難対象者

広域避難の対象者となる地域の対象者は、沿岸部の居住者等（緊急的に津波避難ビル等へ避難した者も含む。）とする。

(4) 広域避難対象地域居住者等の避難施設

南海トラフ地震による津波が発生した時には、沿岸部の居住者等が高台にある指定避難所へ避難することが想定され、全ての沿岸部からの避難者を高台の指定避難所へ収容することは困難である。

そのため、本市では、津波の発生時に沿岸部の居住者等が命を守るために避難する高台の避難施設（指定避難所）を 1 次避難施設とし、当該施設で収容しきれない避難者を移送して避難するための施設を 2 次避難施設として事前に設定し、円滑な広域避難が行えるよう備えることとする。

① 1 次避難施設

あらかじめ広域避難対象地域をおおむね 4 つの地域（北部、中北部、中南部、南部）に区分し、当該地域の居住者等が避難する距離や津波到達時間などを考慮した上で、各地域の居住者等が避難すべき避難施設等を選定しておくこととする。ただし、選定した避難施設等は、あくまでも地域の居住者等が目指すべき避難先

の目安とし、強制するものではない。

そのうえで、地震、津波が発生した場合、広域避難対象地域の居住者等が直ちに避難することが望ましい津波浸水予測地域外の高台に位置する市及び県有施設で指定避難所となっている施設を1次避難施設とする。

1 次避難施設一覧

地域名（4区分）	対象地区名	対象人数	1次避難施設名（収容人数）
北 部	豊津、上野、白塚	18,136 人	河芸公民館（510 人） 河芸体育館（680 人）
中北部	栗真、一身田、北立誠、 南立誠、敬和、養正	46,144 人	三重県総合文化センター （1,700 人）
中南部	修成、育生、藤水	23,058 人	津南防災コミュニティセンター （220 人） 南が丘小学校（1,710 人） 南が丘中学校（930 人）
南 部	高茶屋、雲出、香良洲	24,877 人	高茶屋市民センター（250 人） 南郊中学校（1,610 人）

※1 対象人数は当該地区における避難勧告等発令対象人口（平成31年4月1日現在）を用いている。

※2 高茶屋市民センター駐車場を補完するため、隣接する三重中央自動車学校の駐車スペースを一時使用する協定を締結する。

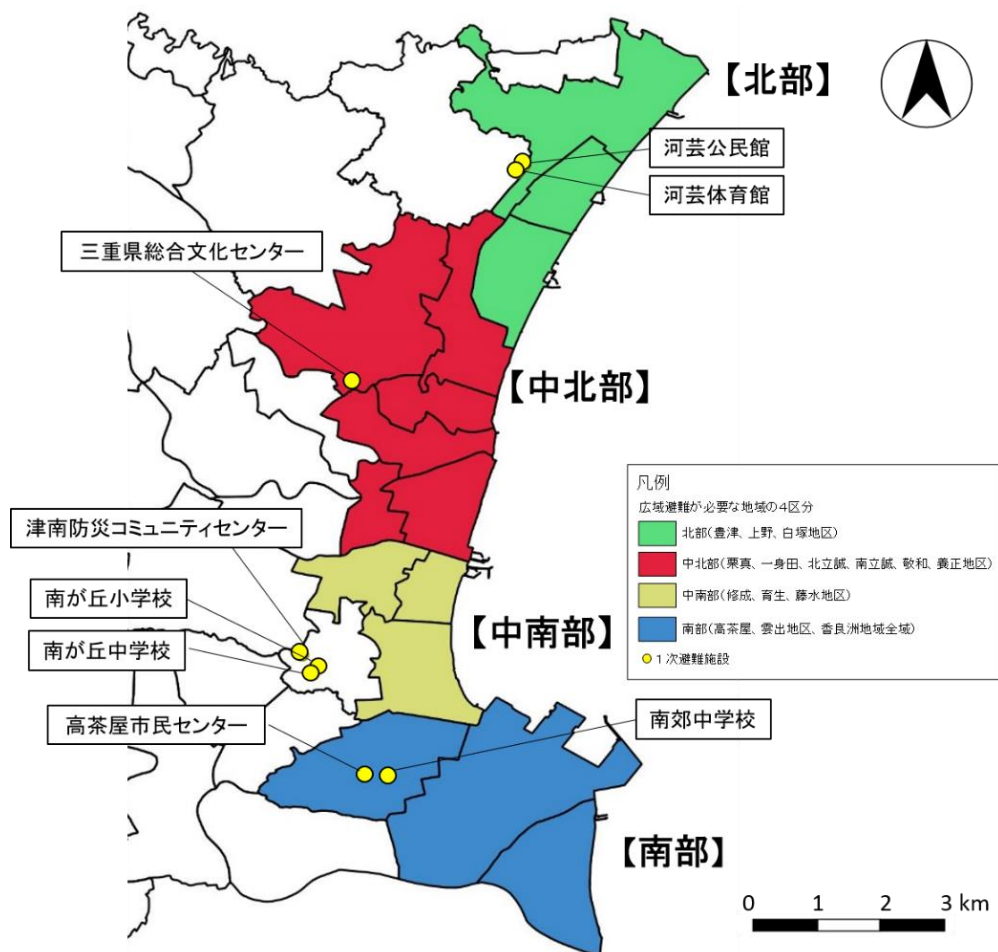


図1 広域避難が必要な地域の4区分

② 2次避難施設

沿岸部等からの避難者により高台に位置する1次避難施設が定数上収容できなくなった場合に、収容できなくなった沿岸部の居住者等を移送する避難施設を2次避難施設とする。

なお、2次避難施設は、1次避難施設から西側へ5km圏内の指定避難所を候補地として選定することを基本とするが、施設の損壊や避難者数の収容状況に応じて、更に西側の指定避難所を選定し、避難者を移送する。しかし、指定避難所での収容が困難な場合は、市内の県有施設やゴルフ場をはじめとする民間事業者などの災害応援協定締結団体にも協力の要請を行い、2次避難施設の確保に努めるものとする。

(5) 避難・移送の方法

避難にあたっては自動車を利用することは、家屋の倒壊、落下物等により円滑な避難ができないおそれがあることや多くの避難者が自動車を利用した場合、渋滞や交通事故等のおそれがあることなどの理由により円滑な避難ができない可能性が高いことから、避難方法は原則として徒歩によるものとする。

ただし、避難行動要支援者やその支援者等の円滑な避難が困難であるなどの場合は、自動車による避難もやむを得ないものとするが、避難の方法については、下記「(7) 自動車避難の対応」によるものとする。

また、1次避難施設に収容しきれない避難者を2次避難施設へ移送する手段については、バスによる移送を基本とする。(ただし、避難行動要支援者やその支援者等の自動車による移送や可能な者が自ら徒歩により移動することも可能とする。)

なお、バスの確保にあたっては、公益社団法人三重県バス協会と三重県が災害応援協定を締結していることから、直ちに三重県に応援要請を行うほか、災害応援協定に基づき民間事業者等にも応援要請を行うなどし、その確保に努めるものとする。

(6) 避難・移送の時期

南海トラフを震源とする地震が発生し、伊勢・三河湾に大津波警報または津波警報が発表されたら、沿岸部の居住者等は直ちに徒歩により高台にある1次避難施設もしくは津波浸水予想地域外の場所へ避難するものとする。この時、1次避難施設へは多くの避難者が殺到することが予想され、また、ライフラインの復旧には多くの時間を要するとされ、避難生活が長期化することから、1次避難施設に収容しきれない避難者については、早期に2次避難施設に移送する必要がある。その移送の時期は、移送に使用する道路の安全性の確保及び移送手段に使用するバスの確保など移送環境が整い次第、直ちに行うこととし、災害発生後1週間くらいを目途に移送を完了させること目指すものとする。

(7) 自動車避難の対応

南海トラフ地震が発生し、伊勢・三河湾に大津波警報または津波警報が発表された場合は、原則、徒歩での避難を基本としているが、高齢者や障がい者などの避難

行動要支援者やその支援者、または、小さな子どもがいる世帯等の中には、自動車
で避難する者も想定される。

自動車で避難する者は、避難先として、津波から逃れるため津波浸水予測地域外
にある指定避難所や駐車スペースのある公園または公共施設などを目指し、避難す
ることも考えられる。

そのため、本市では、あらかじめ自動車で避難が可能な施設等を選定し、災害発
生時には、自動車避難者を当該施設へ誘導し、避難者の安全確保に努めることとす
る。

<自動車避難先の選定候補地>

① 中勢北部サイエンスシティ

北部・中北部の自動車避難者は、高台にある中勢グリーンパークや道の駅津
かわげ等へ避難することが予想されるが、中勢グリーンパークは消防・自衛隊
等の災害活動拠点に指定されており、また、道の駅津かわげについても本市に
おける陸路の物資拠点として位置付けているとともに、避難する自動車で直ぐ
に満車になることが予想される。そのため、北部、中北部方面からの自動車避
難者については、中勢北部サイエンスシティへ誘導することとする。

なお、中勢北部サイエンスシティ区域内にある民間事業者（10 社）とは、
災害応援協定を締結し、南海トラフ地震の発生時には駐車スペースや避難スペ
ースの提供、避難者へのトイレなどの貸し出しなどの協力を得ることになって
いる。今後も、中勢北部サイエンスシティ内にある民間事業者に協力を呼びか
け、協定締結に向け調整を図っていく。

② 津市産業・スポーツセンター駐車場

中部の自動車避難者は、広大な駐車場を有する津市産業・スポーツセンター
駐車場に避難することが想定される。同施設内のメッセウイング・みえは、三
重県広域受援計画における消防・警察機関の活動拠点にも位置付けられてい
るため、自動車避難用のスペースについて、関係機関と調整のうえ、確保するこ
とが必要である。

③ ニューファクトリーひさい内事業者の駐車場

中南部・南部の自動車避難者に対応するため、ニューファクトリーひさい内
事業者の駐車場の活用についても、今後、当該事業者に協力を呼びかけ、協定
締結に向けた調整を図っていく。

④ 久居中央スポーツ公園駐車場

ニューファクトリーひさい内事業者の駐車場と同様に、中南部・南部の自動
車避難者に対応するため、久居中央スポーツ公園の駐車場の活用も検討する。

⑤ イオンタウン津城山駐車場

南部の自動車避難者に対応するため、イオンタウン津城山の駐車場の利用について、今後、当該事業者と協力を呼びかけ、協定締結に向けた調整を図っていく。

⑥ 旧小児心療センターあすなろ学園（分校含む）等跡地

旧小児心療センターあすなろ学園（分校含む）等の跡地は、三重県により今後、活用予定のない県有財産として、売却・貸付が予定されている。売却や貸付の相手方が決まるまでの間、南部の自動車避難者の駐車場としての活用について、今後、三重県と調整を図っていく。

⑦ 市内ゴルフ場

本市内陸部には、多数のゴルフ場が所在しており、それぞれのゴルフ場には広大な駐車スペースを有している。指定避難所が不足する場合は、2次避難施設としての候補地でもあり、津波の心配はなく、避難者の安全を確保することができ、十分な駐車スペースを確保することができる。現在、市内の4事業者（津・松阪地区ゴルフ場協議会津地区、名阪観光株式会社、フォレスト芸濃ゴルフクラブ、霞ゴルフクラブ）と協定を締結し、市内14ゴルフ場におけるスペースを確保しているが、更なるスペースの確保に向けて、協定締結事業者以外の事業者との協議を行い、早期の協定締結に向け調整を進めていく。

4 今後の取組み

(1) 避難スペースの更なる確保

南海トラフ地震が発生すれば、本市でも極めて甚大な被害を及ぼすことが想定され、とりわけ沿岸部の居住者等の避難者も多数でることが予想されることから、更なる避難スペースを確保しておく必要がある。そのため、広域避難施設となりうる県有施設の使用について三重県と協議を進めていくほか、民間事業者にも協力を得られるよう、調整を図った上で、災害応援協定の締結を進めていくこととする。

(2) 広域避難方針の運用方法の確立

本方針に基づき、災害発生時に2次避難施設への移送や自動車避難の誘導など広域避難を円滑に行える運用方法を確立しておく必要がある。特に、「いつ、誰が、何をするのか」についてあらかじめ整理しておかなければならない。例えば、2次避難施設への移送時に、移送者の選定や移送時の安全管理を誰がするのか、また、自動車避難の誘導や現場（駐車スペース等）での対応、または情報提供など誰がどうやって行うかなどについてあらかじめマニュアル等を作成しておく必要がある。

実際に災害が発生し、多数の避難者の避難生活が長期化した場合は、避難者の生命にかかわる可能性もあることから、円滑な広域避難が行えるよう市民部（避難所班）をはじめとする関係部局と協議・調整を図ることとする。

(3) 市民等への周知・啓発

南海トラフ地震が発生したとき、沿岸部の居住者等が円滑な広域避難を行うためには、津波の恐ろしさや危険性を認識し、避難の手段、地域毎の目指すべき避難施設、2次避難施設への移送、自動車避難の必要なケースなどについて周知・啓発を行っていくこととする。

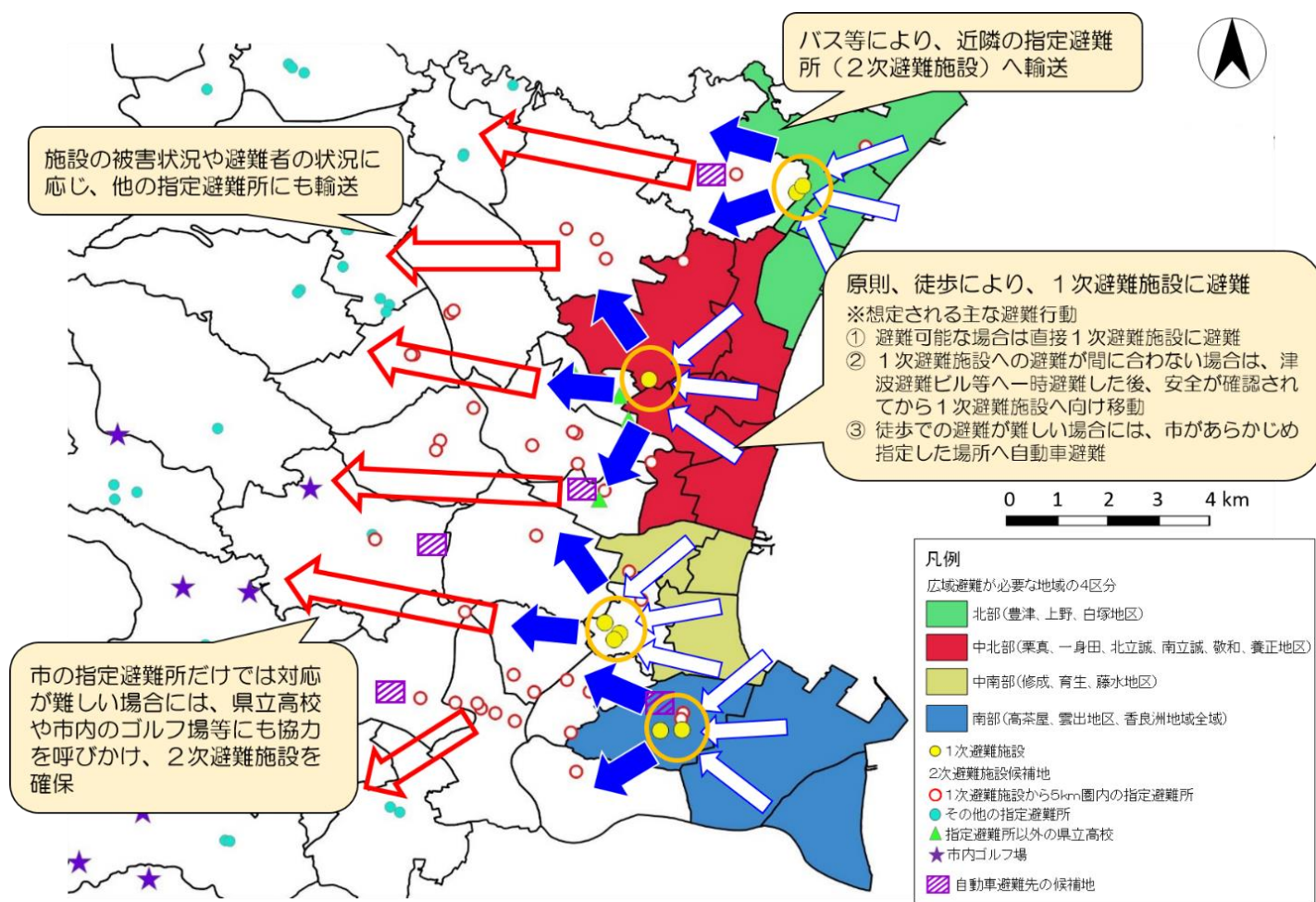


図2 広域避難のイメージ